

- 第 2 回 茨城県水戸県央交通圏タクシー準特定地域協議会
- 第 2 回 茨城県県南交通圏タクシー準特定地域協議会
- 第 2 回 茨城県県西交通圏タクシー準特定地域協議会
- 第 2 回 茨城県県北交通圏タクシー準特定地域協議会

～ 合同会議 議事録 ～

平成 27 年 7 月 21 日（火） 15：00～

茨城県自動車販売福祉センター 4F 大会議室

1. 開 会

【事務局】

- ・ただいまより、第 2 回茨城県県北、水戸県央、県南、県西交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を開催します。
- ・配布資料の確認。
- ・オブザーバーとして行政から茨城運輸支局長、飯田首席、皆川専門官が出席報告。
- ・設置要綱に基づき本協議会が成立していることを報告。
- ・議事進行を山田会長に一任。

2. 議事

【山田会長】

あいさつ

- ・学会の交通計画の中で、全国各地に同じ協議会が設置されている。その中で情報交換を行っている。
- ・公共交通の一環として足並みをそろえてやっていく事は今の時代重要と認識している。
- ・このような視点から地域の交通をどうやっていくかと行くことを幅広くご議論をいただければと考えております。

(1) タクシー事業の現状について

- ・茨城運輸支局 飯田首席より「各交通圏の指標」について説明
- ・事務局より「各交通圏 年齢別乗務員一覧」について説明
- ・山田会長より、続いて議題(2)「活性化事業計画の取組みについて」を事務局より説明後皆様方からご意見、ご質問を頂くことにします。

(2) 活性化事業計画の取組みについて

- ・事務局より説明

【山田会長】

- ・資料(1)(2)についてご意見、ご質問いかがでしょうか。

【構成員】

- ・観光の取組み資料を見させていただいて、タクシーでこのような取組みをしていることを知らなかったのですが、実際に利用して観光なさる方がどれ位いるのか、また、各市町村で、ご存じであったかを確認したい。

【事務局】

- ・弘道館、偕楽園コースについては、水戸地域、11事業者が実施しているが、協会として数字までは把握していない。コースPRにつきましては、水戸市内ホテルにパンフレットをおかしていただいている。また、これについては、水戸市優良タクシー認定事業の一環としてコースを設けたことから、水戸市のホームページにも掲載してPRしている。

【構成員：事業者1】

- ・まだ数的には少ない状況。ホテル関係より一週間に一回程度当社に依頼が来る。
- ・水戸市で力を入れていただいている。

【構成員：事業者2】

- ・月3件程度、もう少しPRが必要と考えている。

【事務局：事業者】

- ・御岩神社が評判であることから、昨年10月より実施。今まで30件程度の利用。
- ・御岩神社のホームページとリンクを貼らせてもらい、当社のホームページへ入ってくるようになってきている。また、市内のホテルのホームページにもお願いして案内をしていただいている。
- ・その他のコースはあまり利用がない状況。

【山田会長】

- ・行政の方でコメントを頂ければと思いますが、どなたかありますか。
- ・特に無いようですが、各行政の観光担当に情報として報告いただければと思います。
- ・その他、1,2についていかがでしょうか。

《意見なし》

- ・それでは、次の議題(3)「各交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について」を事務局より説明願います。

### (3) 各交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について

#### 【事務局】

本改正につきましては、平成27年1月27日に各交通圏の新たな「適正と考えられる車両数」が公示されたことや、改正タクシー特措法が施行されて1年半が経過することを踏まえ現行の地域計画を見直しするものであります。

#### 《変更点概要を説明》

4.として、「改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標」を追加  
以前までの目標を更に深度化させていくことが必要不可欠であることから以下のものを追加しました。

今後予定されている第74回国民体育大会、第19回全国障害者スポーツ大会に向けての目標を追記。

新たな適正車両数が公表されたことを受けて、未だ上限値と乖離があるので更なる適正化の推進を追記。

改正タクシー特措法施行に伴う字句の修正

#### 【山田会長】

- ・各交通圏の地域計画の一部改正についてご意見、ご質問がありましたらお願い致します。

#### 【構成員：組合】

- ・タク特法ができたというのは、適正化が優先して、その中で活性化ができてきたと認識している。
- ・活性化策が即実行されれば、適正化のも反映されると思われるが、現状の状況を考えればそうならない。
- ・適正車両数の問題ですが、水戸県央の中でも相当数多いとなっている。
- ・供給过剩である現状を踏まえ議論をしていただきたい。
- ・それと、乗務員の年齢の問題、60才未満が30%、平均が60歳以上であるのが実態です。
- ・乗務員確保の問題を論議していかないと今後のタクシー業界の将来はあるのだろうかと思っている。適正化の前に乗務員不足でつぶれる可能性がある。
- ・このような問題を合わせた形で議論できる場を設置していただきたい。

#### 【事務局】

- ・運転者不足という状況は、当協会も認識している状況です。
- ・そのようなことから、国交省、警察庁等には二種免の緩和について要望書を提出し

ているところです。この件については、今後も引き続き要望していく。

**【構成員：組合】**

- ・65才以上が30%以上占めている。賃金体系を年齢によって変えていくなどの考えをもって魅力ある職場としていかないと若い人にはいってこないと思いますので、経営者の方々に考えていただきたい。要望です。

**【山田会長】**

- ・その他意見等もないようですので、それでは、地域計画の一部改正について議決をとりたいと思います。議決方法について事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

- ・地域計画の改正の議決については、参考資料3「(協議会の運営)抜粋」、の設置要綱第5条第10号の(3)の規定により議決をとることになっております。

～ 参考資料3により内容説明 ～

なお、本日欠席となっております構成員の皆様方からは事前に地域計画の一部改正について合意を頂いていることを併せてご報告します。

**【山田会長】**

- ・事務局より説明がありました地域計画の一部改正について議決をとりたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。

- 事務局にて挙手の状況を把握 -

～ 出席者全員挙手 ～

ありがとうございました。

ただいまの挙手の状況を確認しますと設置要綱第5条第10項(3)の規定を満たしておりますので、ご承認いただけたとさせていただきます。

- ・それでは、ただいまご承認いただきました地域計画の基づき、各タクシー事業者の皆様方は、今後も更なる適正化、活性化に向けての取組みを進めていただきますようお願い致します。
- ・それでは、次の議題(4)「タクシー事業の新たな取組みへの提言について」事務局より説明をお願い致します。

**(4) タクシー事業の新たな取組みへの提言について**

**【事務局】**

- ・資料4、
  - 1、特定時間制割引  
需要の少ない時間帯の利用に限定した運賃の割引
  - 2、軽自動車によるタクシーについて

そのほか、事前に提出していただいている意見集約したものを説明

【山田会長】

- ・資料4について、ご意見ご質問のある方はよろしくお願ひ致します。

【組合】

- ・電気自動車、エコカー等が介護目的で軽自動車があると思います。
- ・車両代、燃費等の良さはあると思うが、耐久性、安全性に問題があると思う。
- ・労働者の労働条件、賃金問題がどのように取り組んでいくか等問題があると思ひますのでお聞きしたい。
- ・これとは別に、利用者の方の要望を聞くと、免許返納した場合、各自治体からバス利用券が出ているかと思ひますが、タクシーについても導入していただけるとありがたい。

【事務局】

- ・今回提言させていただいたのは、今後数年後には必要性が出てくるのではないかという過程で提言させていただいた。
- ・今後、軽自動車のタクシーとしてクリアしていかなければならない問題として、労働条件、賃金問題、また、現在の公定幅運賃等たくさんありますが、過疎化が進んで行く中で地域として利用者の利便性を考慮するうえでの一つのものとして連携して考えられないか提言をした。
- ・免許返納者の方については、現在、一部のタクシー事業者で割引を行っている。
- ・自治体の中にも免許返納者に補助券を実施しているところもある。
- ・今後、地域の事業者と連携したかたちで利用者にとって使い勝手の良いタクシーとなるようお願ひしたい。

【山田会長】

- ・皆様に考えていただくための事務局からの一つの提言という位置付が強いのかなと思ひます。今後についても、検討していく必要がある提言ということです。
- ・他にいかがでしょうか。運賃体系についても、活性化の方法としても、工夫の余地があるのではないか。差額をどこから補てんするのかという議論にもなってくる問題でもあります。
- ・この件について、自治体の方で意見集約と併せてご意見等ありますでしょうか。

《意見なし》

- ・最初の提言の時間制割引についてですが、実際にどのように自治体の方が関わっていくのか、また、もっといい案があればお伺ひしたいと思ひます。
- ちなみに、私ども学会で聞くと、低料金でなくても、料金が変わらない、住民の方

からどのような運賃のとり方をして契約をして、自治体の工夫でいろんな使い方ができる部分なのかなと思いますので、自治体の方からの条件があればお伺いしたいということだと思いますのでよろしくお願い致します。

【事務局】

- ・今回提言させていただいた時間制割引については、乗合事業として自治体を実施しているデマンドタクシーに替わるタクシー事業として行うことができるという提言です。
- ・デマンドみたいに、時間が特定させず、予約もいらない、利用者が利用したいときに事業者には電話すれば利用できる。

【山田会長】

- ・実際にデマンドを実施してうまくいっている自治体の方にはあまり関係ない事業かなと思いますが、そうでないところ、また、実施しているがあまり成果が上がっていないところなどについては、この様なやり方についての選択肢も出てくるのかなと思っております。いかがでしょうか。

【事業者】

- ・実際に利用されている高齢者は、病院へ行くにも何千円もかけて往復している。
- ・そういう中で、この様なタクシーの使い方ができれば、資料にある 500 円でなくても高齢者の方は安いと思うのではないかな。
- ・仮に、これが 1000 円でそのシステムに自治体の方が入ってくれて組んでくれることによって利用者は安いと感じてくれると思う。
- ・1 回あたり 1000 円で 1 時間あたり 3 人の方が利用すれば 3000 円になり、自治体の負担はなくなる。
- ・自治体にもあまり負担がかからないように、また、利用する方にそれなりの負担をしていただき、そして、タクシー事業者も半額まで頑張ってお安くする。そして、自治体のそこに何らかの支援を頂くという形で成り立っていけばタクシー事業者も助かるし労働条件の改善にもつながる。よろしくご検討願いたい。

【山田会長】

- ・利用していただく住民に対する対応を自治体のチーフを使って、必ず安くしなくてはならないということではないということです。
- ・事業者の間に自治体が入ることによって、貸切という形をとることによって利用者負担が減る部分もあるということで今回の提言が出てきていますので、ぜひ自治体の方で考え頂いてご検討を頂ければと思います。

《意見なし》

- ・意見は事務局でまとめていただき、行政の方に働きかけをしていただければと思います。
- ・その他についてですが、皆様方から何かございますか。

#### 【水戸市】

- ・その他ということで、議事とは関連ございませんが、水戸市に通報がありました件で、大工町のタクシー乗り場以外で客待ちしている事業者が多くいる。中には、横断歩道を跨いで止まっている事業者もいる。ということで、水戸市で取締はできないのかとの苦情がきています。協会に加盟していない事業者もいるとお聞きしておりますが、本日の会議にタクシー事業者の皆様がお集まりですので対応方よろしくお願い致します。

#### 【事業者】

- ・大変ご迷惑をおかけして申し訳ありません。
- ・大工町の駐車については指導してきているところですが、そのような状況がみられるということで、水戸地区に加盟している事業者に対して早急に対応策を図ってゆきたいと思います。

#### 【茨城県】

- ・今年度、茨城県において公共交通活性化指針が5年一度の改定時期を迎え、改正作業の中で、各交通事業者、各自治体の意見を聞いていく事になっております。その際はご協力をよろしくお願い致します。

#### 【山田会長】

- ・ありがとうございました。交通事業者。自治体の方のご協力のご報告でした。
- ・他にご意見等ありますでしょうか。なければ、事務局で何かありますでしょうか。

《事務局：特になし》

- ・活発なご議論を頂きありがとうございました。議事進行を事務局にお返しします。

#### 【事務局】

- ・以上をもちまして、第2回茨城県県北、水戸県央、県南、県西交通圏におけるタクシー準特定地域協議会の合同会議を閉会致します。
- ・長時間にわたりお疲れ様でした。